

# 五島市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

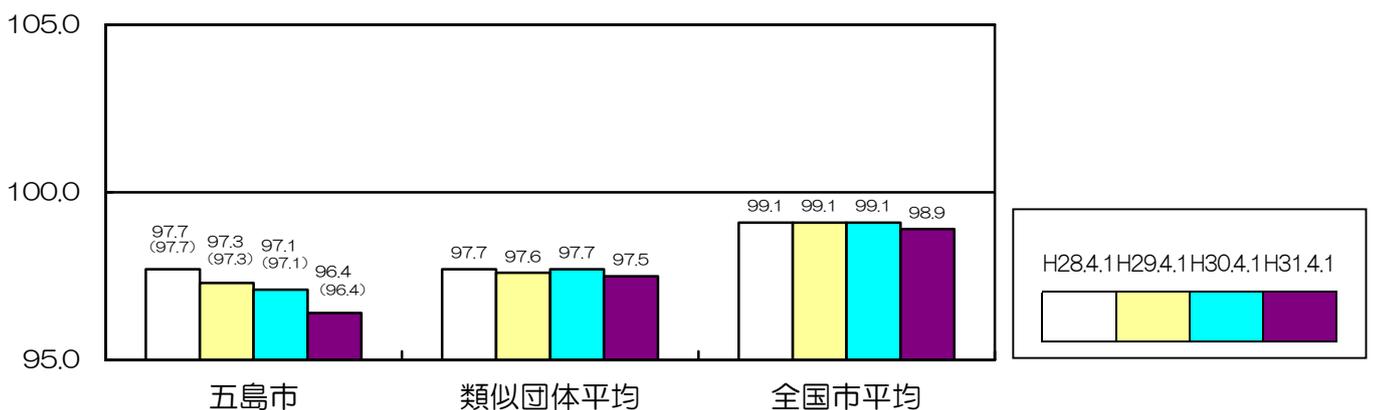
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の 人件費率
30年度	37,092人	320億1,392万 8千円	6億2,326万 9千円	48億4,188万 1千円	15.1%	16.3%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	501人	19億6,502万 9千円	3億4,579万 9千円	7億8,321万 6千円	30億9,404万 4千円	617万6千円	587万2千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

##### ①給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

###### 実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国と同様に見直しを行い、平均1.5%の引き下げを実施。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

###### 実施内容

(支給割合) 国と同様に見直しを実施。五島市の支給率は0%。

(実施時期) 平成27年4月1日

##### ③その他の見直し内容

###### 実施内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(実施時期) 平成27年4月1日

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五島市	42.1歳	312,666円	371,709円	340,707円
長崎県	43.6歳	321,499円	396,172円	355,821円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	42.3歳	316,015円	376,662円	342,586円

## ②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
五 島 市	53.9 歳	14 人	349,079 円	370,357 円	366,257 円	—			
うち用務員	53.8 歳	12 人	348,925 円	370,442 円	365,842 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.79
長 崎 県	51.2 歳	122 人	330,599 円	376,571 円	354,473 円	—			
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—			
類似団体	51.3 歳	15 人	316,215 円	345,372 円	329,038 円	—			

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
五島市	5,988,867 円	—	—
うち用務員	6,064,617 円	2,883,400 円	2.10

- ※ 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成 28～30 年度の 3 ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

## ③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五 島 市	—	—	—
長 崎 県	46.4 歳	378,351 円	429,535 円
類似団体	40.3 歳	296,739 円	328,216 円

## ④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五 島 市	35.2 歳	271,127 円	341,104 円	304,136 円
類似団体	37.1 歳	285,110 円	356,713 円	313,223 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 31 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

## (2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		五島市	長崎県	国
		初任給		
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	148,600円	148,600円
技能労務職	高校卒	148,600円	146,000円	—

## (3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,600円	354,429円	376,933円	369,000円
	高校卒	232,400円	302,250円	328,880円	365,264円
技能労務職	高校卒	—	—	330,100円	—

(注) 経験年数に近似の職員がない項目は、空欄となっています。

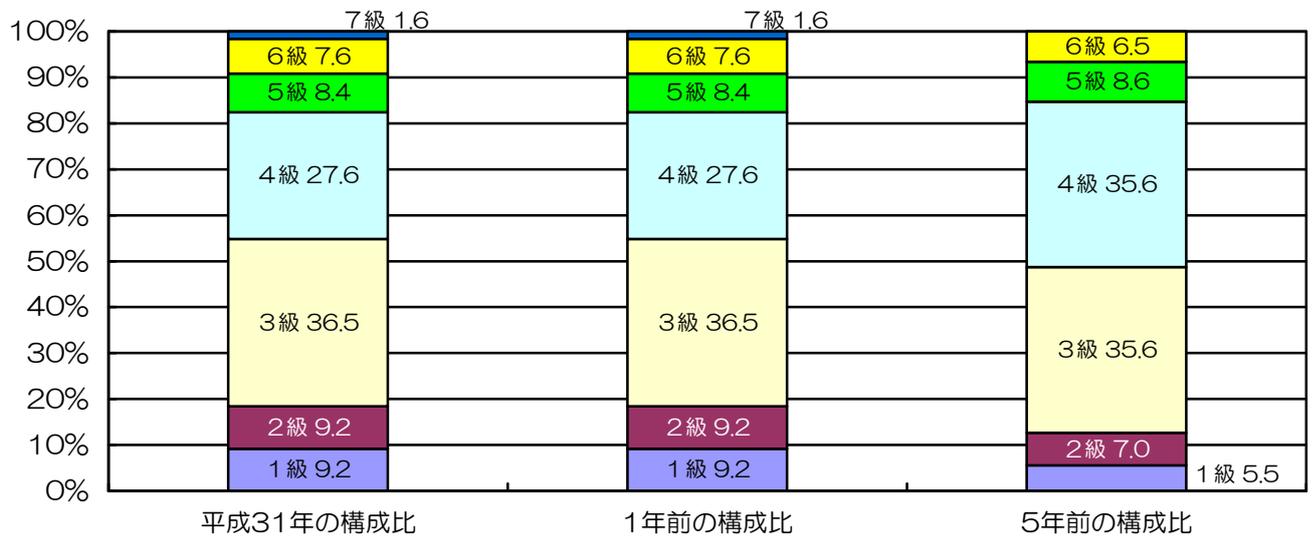
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

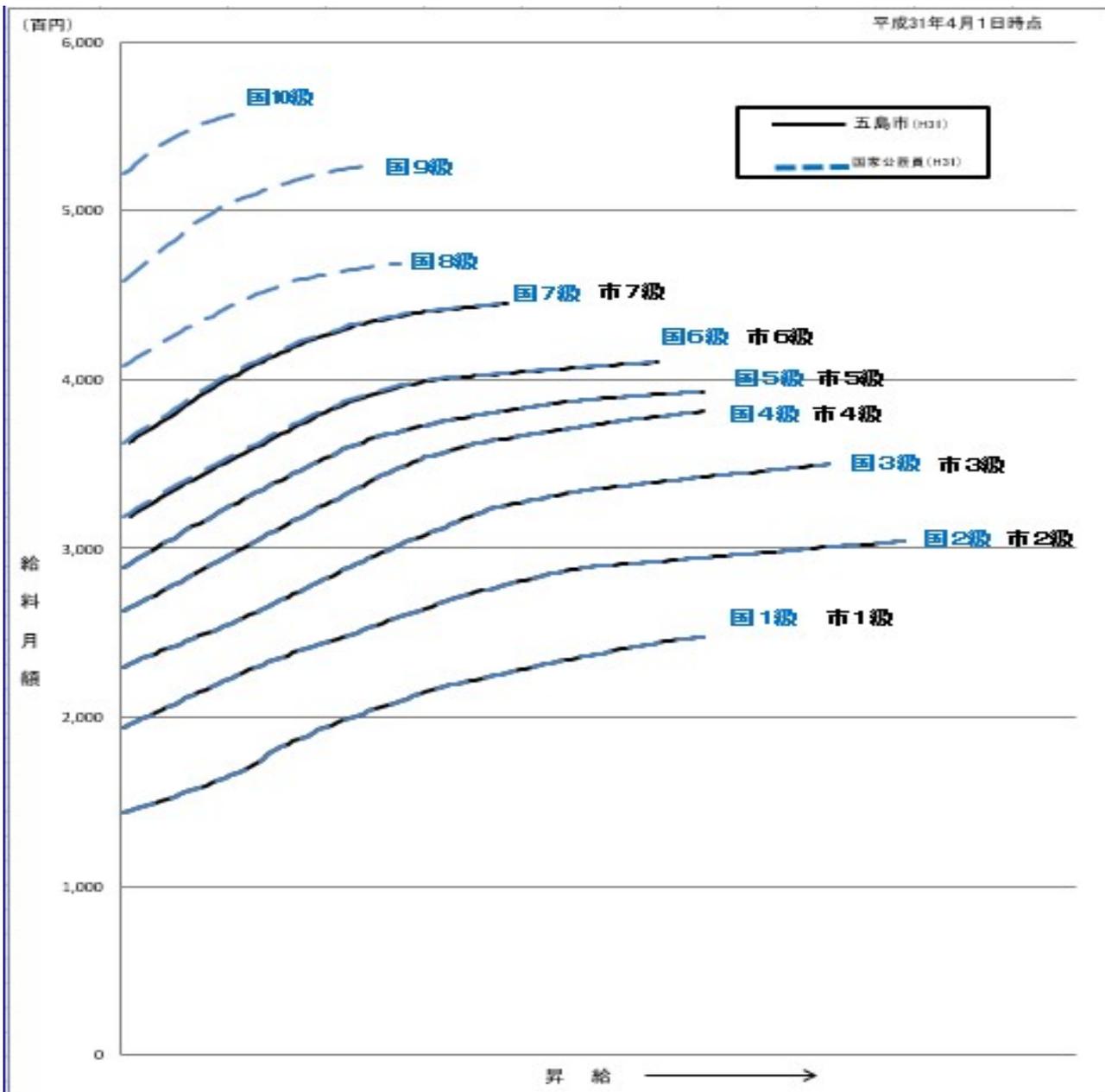
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	6人	1.6%	362,900	444,900
6級	課長、支所長	29人	7.8%	319,200	410,200
5級	課長補佐	31人	8.4%	288,900	393,000
4級	係長	104人	28.1%	263,000	381,000
3級	主査	124人	33.5%	230,000	350,000
2級	主事	40人	10.8%	194,000	304,200
1級	事務職員	36人	9.7%	144,100	247,600

(注) 1 五島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



### 12-3 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



## (2) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/		/	
□ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和3年1月		未定	

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

五 島 市（企業職を除く）	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額 （平成30年度） 137万9千円	1人当たり平均支給額 （平成30年度） 174万2千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成30年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率	支給可能な成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	/		/	
□ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和2年6月		未定	

## (2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

五 島 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり	自己都合	応募認定・定年			
平均支給額	35万4千円	2,065万5千円			

（注） 五島市は、長崎縣市町村総合事務組合の退職手当事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度－企業職を除く）		324万8千円	
支給職員1人当たり平均支給額（平成30年度決算）		360,846円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
長崎市	3%	4人	3%
福岡市	10%	2人	10%
東京都特別区	20%	2人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		96.4 (96.4)	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

#### (4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算—企業職を除く）	2,349万7千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	350,696円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	11.7%		
手当の種類（手当数）	13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事者手当	市税の徴収事務に専従する職員	市税の徴収事務	月額 3,500円
福祉事務従事者手当	福祉事務従事職員のうち、現業又は査察事務に従事する職員	福祉事務のうち、現業又は査察事務	月額 8,800円
行旅死亡人等収容手当	行旅死亡人・行旅病人の収容に従事した職員	行旅死亡人、行旅病人の収容	行旅死亡人の収容 1件につき4,000円 行旅病人の収容 1件につき1,600円
感染症防疫作業従事者手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染症又は家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは患畜若しくは感染症の疑いのある患者若しくは疑似患畜の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業	日額 600円
高所勤務手当	地上5メートル以上の箇所において工事の指導監督又は作業に従事する職員	地上5メートル以上の箇所において工事の指導監督又は作業	日額 270円
医師手当	本市の診療所で医療に従事する医師	本市の診療所で医療に従事する医師に対し支給する。ただし、次のいずれかに該当する医師に対しては、それぞれ次に定める額を加算した額を支給する。 ア) 国民健康保険玉之浦診療所に勤務する医師 月額30万（別途、経過措置有） イ) 市長が必要と認めた医療に従事した医師 1回22,000円	月額 308,000円 別途、ア・イを加算する。 ア) 300,000円 イ) 1回22,000円
往診手当	本市の診療所の医師で往診に従事するもの	本市の診療所の医師で往診に従事するもの	往診料の額 （30万円限度）
校医手当	本市の診療所の医師で市内の小中学校の校医	本市の診療所の医師で市内の小中学校の校医であるもの	1校につき 年額 75,500円
保育所医手当	本市の診療所の医師で市内の保	本市の診療所の医師で市内	1保育所につき

	育所医	の保育所医であるもの	年額 20,000円
予防接種手当	本市の診療所の医師で予防接種に従事するもの	予防接種に従事	1日 2,700円
離島勤務手当	離島に所在する出張所等に勤務する職員	離島に所在する出張所（出張所分室を含む。）、診療所（分院を含む。）、小中学校及び保育所に勤務する職員	月額 23,000円 ただし、支給日から3年を経過した者及び通勤により勤務する者については、月額3,000円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事する職員	用地の取得又は処分のため継続的に交渉業務に従事	日額 350円
放射線取扱手当	放射線照射作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事	日額 230円

## （５） 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算－企業職を除く）	1億2,270万3千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	196,012円
支給実績（平成29年度決算）	1億2,473万1千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	230,131円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

## （６） その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算－企業職を除く）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ		9,560万7千円	271,611円
	満22歳の年度末までの子…① 10,000円				
	配偶者及び①以外の扶養親族 6,500円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家・借間居住職員（月額12,000円を超える家賃を支払っている職員） 27,000円以内	同じ		4,319万7千円	254,099円
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員(2km以上) 55,000円以内	異なる	自動車等の交通用具を使用する場合の距離区分毎の支給額が異なる	3,223万2千円	85,952円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員(2km以上・使用距離に応じて) 34,200円以内				

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 ・30,000円＋加算額 ※加算額は距離に応じて8,000円～70,000円	同じ		363万 2千円	330,182円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・部長級：70,000円 ・診療所長：70,000円 ・課長級：50,000円 ・課長補佐級：30,000円	異なる	国：俸給表、職務の級及び官職区分に応じて支給額が定められている	4,267万 0千円	520,366円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員 ・413,300円(採用の日から35年の期間に限る)	異なる	国：職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて額が変動	1,991万 0千円	4,977,600円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合 ※勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,731万 9千円	196,542円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては20,000円、看護師の宿日直勤務にあっては7,200円)	異なる	国：勤務時間が5時間未満の場合は、百分の五十を乗じて得た額	275万 5千円	550,960円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合 ※勤務1時間当たりの給与額×25/100×夜間勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	300万 7千円	37,130円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に勤務した場合 ・部長級：7,000円 ・課長級：6,000円 ・課長補佐級：4,000円	異なる	国：職員に適用される俸給の特別調整額の区分等に応じ支給額が異なる	30万 0千円	23,077円
へき地手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の5の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の25を超えない範囲内			336万 1千円	420,120円
へき地手当に準ずる手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の6の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内			42万 7千円	213,432円
義務教育等教員特別手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第18条の2の規定に準じて支給する。 ・月額8,000円を超えない範囲内			70万 2千円	87,750円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員 ・給料月額に相当する額	同じ		—	—

## 5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	市 長	804,000円	950,000円/259,000円	
	副市長	658,000円	772,000円/483,000円	
報 酬	議 長	421,000円	545,000円/230,000円	
	副議長	341,000円	474,000円/200,000円	
	議 員	325,000円	442,000円/180,000円	
期 末 手 当	市 長	(平成30年度支給割合)		
	副市長	3.35月分		
退 職 手 当	議 長	(平成30年度支給割合)		
	副議長 議 員	3.35月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×支給割合 600/100×在職年数	19,296,000円	任期毎
		給料月額×支給割合 360/100×在職年数	9,475,200円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

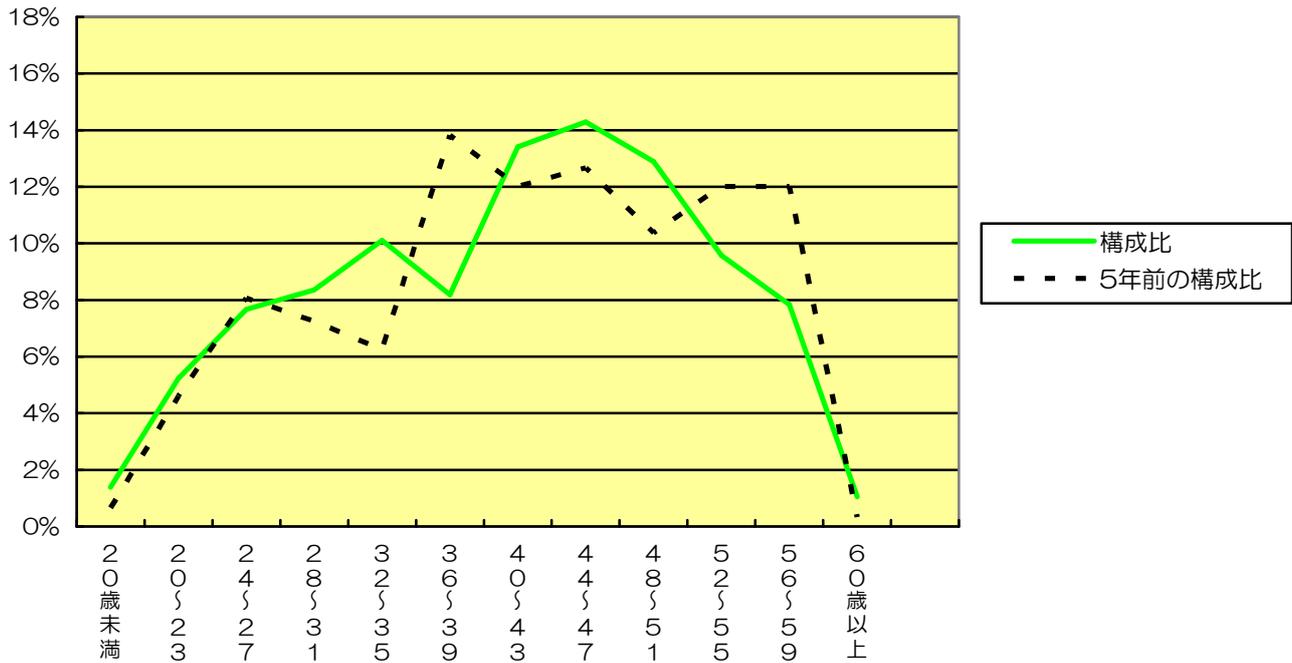
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年 4月1日現在	平成31年 4月1日現在		
普通 会計 部門	議 会	5	5		退職不補充による減員
	総 務	135	139	4	
	税 務	28	27	▲1	
	農林水産	50	50		
	商 工	44	44		
	土 木	35	36	1	
	民 生	31	30	▲1	
	衛 生	40	41	1	
	計	368	372	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.29人 (類似団体の人口1万人当たり の職員数 78.55人)
	教 育 部 門	42	40	▲2	
消 防 部 門	91	91			
小 計	501	503	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.60人 (類似団体の人口1万人当たり の職員数 101.49人)	
公営 企業等 会計 部門	病 院	15	14	▲1	退職不補充による減員
	水 道	23	23		
	交 通	0	0		
	そ の 他	34	34		
	小 計	72	71	▲1	
合 計		573 [689]	574 [689]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 154.75人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

## (2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	30人	44人	48人	58人	47人	77人	82人	74人	55人	45人	6人	574人

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	358	372	370	372	368	372	14 (3.9%)
教育	70	57	50	48	42	40	▲30 (▲42.9%)
消防	94	91	92	91	91	91	▲3 (▲3.2%)
普通会計計	522	520	512	511	501	503	▲19 (▲3.6%)
公営企業会計計	86	83	82	76	72	71	▲15 (▲17.4%)
総合計	608	603	594	587	573	574	▲34 (▲5.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費率
30年度	8億4,740万0千円	6,683万2千円	1億3,664万4千円	16.1%	17.2%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費669万円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均1人 当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	19人	7,793万9千円	822万6千円	3,189万5千円	1億1,806万 0千円	621万3千円	618万1千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は平成31年3月31日現在の人数です。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
五 島 市	46.7歳	334,290円	453,197円
市町村団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

企 業 職	五島市(企業職を除く)
1人当たり平均支給額(平成30年度) 175万7千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 137万9千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

企 業 職			五島市（企業職を除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり	自己都合	勸奨・定年			
平均支給額	—	—			

（注） 五島市は、長崎県市町村総合事務組合の退職手当事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	221万7千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	100,771円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

## エ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ		322万1千円	268,417円
	満22歳の年度末までの子…① 10,000円				
	配偶者及び①以外の扶養親族 6,500円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家・借間居住職員（月額12,000円を超える家賃を支払っている職員） 27,000円以内	同じ		117万0千円	292,500円
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員（2km以上） 55,000円以内	同じ		92万8千円	84,345円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員（2km以上・使用距離に応じて） 34,200円以内				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・部長級：70,000円 ・課長級：50,000円 ・課長補佐級：30,000円	同じ		96万0千円	480,000円